

埼玉県市町村総合事務組合公報
第3号

発行
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇

条 例

- 市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 1 頁

規 則

- 市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2 頁
- 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3 頁

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月3日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合条例第5号

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年組合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第9条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月3日

埼玉縣市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合規則第1号

市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当条例施行規則（昭和53年組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第18号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第19号及び様式第22号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

様式第26号、様式第27号及び様式第28号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧様式で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月3日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡 勝則

組合規則第2号

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年組合規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（様式第2号）により、市町村長」を「（様式第2号及び様式第2号-2）により、市町村長及び補償を受けるべき者」に改める。

第11条第10項中「前各号」を「前各項」に改める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号-2(第3条関係)

通知第 号

団 員
災 害 補 償 決 定 通 知 書
協 力 者

次の災害について、市町村消防団員等公務災害補償条例の規定により下記の補償を行うことに決定したので前記条例並びに施行規則に基づいて請求されるよう通知します。

災害を受けた者（住所・氏名・生年月日）

災害発生日時

傷 病 名

記

補 償

補 償

年 月 日

(補償を受けるべき者) 様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。